

次期宮城県公社等外郭団体改革計画 骨子案

資料 2

第 1. 計画の概要について

1 公社等外郭団体とは

公社等外郭団体（以下、「公社等」という。）とは、「宮城県の公社等外郭団体との関わり方の基本的事項を定める条例」及び同条例施行規則に基づき、次のいずれかに該当するとして指定した団体をいいます。

指定要件【変更なし】

- ① 県の出資割合が 4 分の 1 以上のもの
- ② 県の出資割合が 5 分の 1 以上 4 分の 1 未満、かつ県が当該法人の最大出資者となっているもの
- ③ 県からの補助金等が、法人の総収入の 4 分の 1 以上のもの
- ④ その他、県の施策との関連性の程度等から、①に準じて取り扱う必要があるもの

2 本計画の目的

本計画は、公社等への県の関与の適正化や公社等の自立的運営の促進を図ることにより、公正で透明性の高い、効率的な県行政の実現及び県民福祉の向上に寄与することを目的とします。

3 計画期間 令和 4 年度から 7 年度の 4 か年

第 2. これまでの取組実績と次期計画の方向性について

1 これまでの取組

(1) これまでの経緯

平成 9 年度から公社等の見直しに着手し、県の関与の見直しと運営改善に関する取組方針や計画を定めながら、公社等の自律性を高め、両者が協働して県民福祉の向上に努めてきました。

(2) これまでの主な取組成果

項目（単位）	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 27 年度	令和元年度
指定団体数（団体）	79	70	64	55	49
県補助金等計（百万円）	20,749	10,010	22,607	6,797	10,766
県職員派遣数（人）	49	18	15	12	12
累積欠損金あり（団体）	15	15	12	8	4

(3) V 期計画での取組成果

V 期計画の取組成果は下表のとおり、廃止や減資など公社等のあり方の見直しにより、指定団体数が減少するとともに、組織運営及び財務の健全化が進みました。また、県からの補助金等合計額をはじめ、県の関与の抑制が図られました。

一方で、単年度黒字となった団体の割合が減少しており、団体の自立的運営に向けてより一層の改革が必要となります。

項目（単位）	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
指定団体数（団体）	54	53	49
県補助金等計（百万円）	12,354	10,176	10,766
県職員派遣数（人）	13	12	12
累積欠損金あり（団体）	8	7	4
単年度黒字の団体数（団体・%）※	32（58.8）	30（58.8）	26（55.3）
組織運営の健全性Aの団体数（団体・%）	27（50.0）	33（62.3）	33（67.3）
財務の健全性Aの団体数（団体・%）	18（33.3）	15（28.3）	20（40.8）

※ 当期純利益が0円となる宮城県道路公社、損益ベースの決算書を作成していない宮城県商工会連合会を除いて集計

2 次期計画における改革の方向性【変更あり；下線は主な変更点】

（1）県と公社等を取り巻く環境の変化への対応

以下のような社会情勢の変化による影響は県及び公社等においても例外ではなく、公社等はこのような変化に対応した経営が求められます。

- ・人口減少，少子高齢化の進行
- ・公共サービス等への民間企業等の参入拡大（PFI，指定管理者制度など）
- ・SDGsへの取組推進の社会的責務
- ・働き方改革やデジタル化への対応
- ・内部統制の取組の一層の推進
- ・防災・減災への対応

（2）県の関与の更なる適正化

県と公社等を取り巻く環境の変化を踏まえ、公社等が行う事業の公益性を改めて確認し、県の関与の適正性について検証を行うことで、公社等が自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的なサービスを提供していけるよう一層の改革に取り組みます。

第3. 改革の進め方及び進行管理等

1 改革の進め方【変更あり】

（1）経営評価

○団体による自己評価

団体は、事業年度終了後、経営状況等について自己評価を行います。自己評価に当たっては、公社等の公益的役割と県が期待する役割への対応、組織運営の健全性、財務の健全性、県による関与の程度、事業の公益性等を踏まえて実施します。

特に、組織運営の健全性や財務の健全性、県による関与の程度、事業の公益性については、参考指標を用い、客観的な評価を行います。

○県による評価

県は、団体の現状、団体による自己評価、各参考指標の結果を基に、A～Dの区分により総合的な評価を行います。

(2) 県による助言・指導

○公社等の自己評価を踏まえた助言・指導

県は、公社等の自己評価を踏まえ、公社等に対し、経営改善や自立的運営に向けた必要な助言・指導を行います。

○分類による公社等の状況に即した助言・指導

県は、公社等の経営状況等に基づき、公社等を下表のとおり分類し、団体の状況に即した助言や指導を行います。

改革分類	分類の説明
改善支援団体	厳しい経営状況から経営改善等を図る必要がある団体 →経営改善に向けた県の指導を重点化します。
自立支援団体	収支状況が良好で、経営改善や経営基盤の強化を目指す団体 →自立的運営に向けた助言・指導を行います。
進行管理団体	廃止又は統合することが決定している団体 →廃止又は統合に向けて必要な助言・指導を行います。

○宮城県公社等外郭団体経営評価委員会からの意見

財務会計や経営の専門家により構成される宮城県公社等外郭団体経営評価委員会は、外部専門家の立場から改善支援団体に分類された公社等の状況を分析・評価し、経営改善に向けた意見をまとめます。

県は、助言・指導に当たっては委員会の意見を最大限尊重します。

(3) 経営改善の実施

公社等は、自己評価及び県による助言・指導を踏まえ、今後の経営改善に取り組みます。

2 進行管理体制の整備【変更なし】

(1) 宮城県行政改革推進本部

知事を本部長とする宮城県行政改革推進本部に対し、毎年の計画の取組状況や公社等の経営評価等を報告します。報告を基に、本部長は各所管部局長に必要な指示を行います。

(2) 公社等外郭団体総合調整委員会

県は、公社等の指定や県職員の派遣、統廃合など重要な事項について、副知事を委員長とする公社等外郭団体総合調整委員会においてその適否を審議します。

3 進行管理状況の公表【変更なし】

本計画の進行管理状況については、条例に基づき、毎年度の取組状況及び経営評価等を議会に報

告するとともに、インターネットで公表します。

第4．取組項目

1 財政基盤の確立【変更なし】

- 適切な会計処理，安全かつ確実な資産運用等適正な財務運営の実施
- 事業の採算性，財務の安定性の確保，累積欠損金の解消

2 健全な組織運営の実現【変更あり】

(1) 内部統制の強化

- 会計や契約，事務分掌などに関する規程の作成，監査体制の整備
- コンプライアンスに関する規程の整備や研修等の実施，労働法令の遵守や障害者雇用の促進によるコンプライアンスの徹底

(2) 危機管理体制の強化

- 災害の発生や感染症の拡大等に備え，BCP（事業継続計画）の作成

(3) SDGsへの取組

- SDGsへの取組推進

(4) 効率的・合理的な組織運営の実現

- 事務事業の見直し，組織機構のスリム化，統廃合や法人形態の転換等の積極的な検討
- 計画的な職員の採用・育成の実施
- 経営幹部への民間等経験者の登用

(5) 情報公開の推進

- 団体による事業内容や財務情報の積極的な情報公開の推進
- 団体における個人情報取扱の適正化

3 県の関与の適正化【変更なし】

(1) 財政的関与の見直し

- 補助金等（補助金，負担金，委託金）の見直し
- 出資・出えんの在り方を見直し
- 貸付金，損失補償等を見直し

(2) 人的関与の見直し

- 県職員の派遣の適正化
- 県退職者の再就職の適正化
- 役員への県職員の充て職の見直し

4 県と公社等との協働の推進【新設】

人口減少や少子高齢化を背景に、地方公共団体の区域を越えた活動や、民間企業の立地が期待できない地域における事業実施、公共性・公益性が高い事業の効率的な実施に当たっては、公共性と企業性を併せ持つ公社等と協働し、より効率的な事務の遂行を図ります。